

精密工学会 精密工学会誌インパクト賞規程

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会に「精密工学会 精密工学会誌インパクト賞」（以下「本賞」という）を設ける。
- 第 2 条 本賞は精密工学会誌の論文・記事の中で、年間のインターネットアクセス数の多かった論文・記事に対し、その功績を賞することを目的として贈賞する。
- 第 3 条 本賞は、精密工学会誌に掲載され DOI(Digital Object Identifier)が付与された論文・記事において、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が集計した J-STAGE アクセス統計データ（以下「J-STAGE アクセス統計データ」という）の統計対象となる論文・記事の著者に贈賞する。
2. J-STAGE アクセス統計データの統計対象は、J-STAGE アーカイブ事業も含めた 1986 年 52 巻以降の論文・記事とする。
 3. 毎年の 1 月から 12 月までの J-STAGE アクセス統計データを参照し、年間アクセス数の多い順に贈賞候補とする。
 4. 贈賞は、原則として毎年 5 件以内とする。
 5. 過去に本賞を受賞済みの論文・記事には贈賞しない。
 6. 同一著者が別の論文・記事において受賞することは、差し支えないものとする。

第 2 章 審査委員会

- 第 4 条 本会の出版部会 会誌編集委員会内に、精密工学会誌インパクト賞審査委員会（以下「審査委員会」という）を置く。
- 第 5 条 審査委員会委員長は、理事会または執行委員会の議決により、会長が指名する。
2. 特別の事情のない場合は、出版部会 部長がこれにあたる。
- 第 6 条 審査委員会の幹事および委員は、審査委員会委員長の推薦により、会長が委嘱する。
2. 特別の事情のない場合は、出版部会 会誌編集委員会の委員長、幹事、副幹事および委員がこれにあたる。
- 第 7 条 審査委員の任期は、当該年の審査が終了するまでとする。
- 第 8 条 審査委員会の定足数は、委任状も含め、委員長、幹事を含む審査委員総数の 3 分の 2 とし、出席委員の過半数の同意をもって議決する。
2. 賛否同数の場合は委員長が決定する。
- 第 9 条 審査手続きは、本規定 第 1 章 第 3 条による。
- 第 10 条 審査委員会委員長は、毎年 3 月までの理事会または業務執行委員会に審査結果を報告する。

第 3 章 受賞者の決定

- 第 11 条 理事会または執行委員会は、審査委員会委員長の報告を受け、受賞者を決定する。

第 4 章 表彰

- 第 12 条 受賞者と受賞論文・記事は、精密工学会春季大会において公表することを原則とする。
- 第 13 条 受賞者には賞状を贈賞する。
- 第 14 条 贈賞主は、本会会長とする。

附 則

2022 年 2 月 28 日 理事会承認

以上